

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年8月21日認可した。

令和元年9月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）兵庫地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）池の下地区
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）水橋池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）原池地区